

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
大気汚染防止法第9条第1項	ばい煙発生施設の構造等の計画変更命令又は設置計画の廃止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。